

令和2年度栃木県養護教育研究会研修会開催

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため地区理事10名が代表で参加)

期 日 令和2年6月29日(月)
場 所 栃木県立宇都宮南高等学校 大会議室



1 会長あいさつ 栃木県養護教育研究会 田代 哲郎会長

2 来賓紹介 栃木県教育委員会事務局学校安全課 保健・給食担当指導主事 山口 由樹子先生
栃木県総合教育センター指導主事 永岡 裕子 先生

3 講 話「学校保健の現況について」

栃木県教育委員会事務局学校安全課
保健・給食担当指導主事 山口 由樹子先生



(1) 新型コロナウイルス感染症対応について(2020.6.16が最新情報)

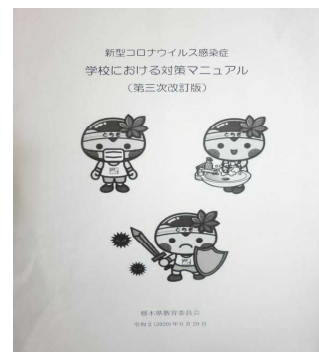
- ・長期的な対応が求められる。
- ・「新しい生活様式」を導入し、感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し子ども達の健やかな学びを保障していく。

(2) 健康診断関係について

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」(2020.6.16Ver.2) 文科省
- ・教育活動の実施等に関する Q & A (2020.6.16) 文科省

⇒学校における感染症に対すること【問3】

学校医・歯科医、関係機関と十分な連携を図っていく。



栃木県教育委員会 HP 掲載

各市町・各学校の実態に応じて参考に



(3) 健康観察とその対応

- ・児童生徒等、教職員の健康観察の徹底
- ・家庭と連携した毎朝の健康観察
- ・発熱や風邪症状が確認された時の対応

(4) 日常の感染症対策の徹底、衛生管理

- ・手洗い、換気、消毒(学校薬剤師との連携)
マスク(熱中症対策)、抵抗力を高める

(5) 心のケア

* 下都賀地区と芳賀地区の発表は紙上発表となりました。「しろたえ」にも記載されますので、是非ご覧ください。



令和2年度 栃木県養護教育研究会総会

総会の詳細につきましては、配付しました冊子をご覧ください。また、承認を頂きました改正後の会則と慶弔規定をP2～P4に記載しましたので、ご覧ください。

栃木県養護教育研究会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は栃木県養護教育研究会という。
- 第2条 本会は栃木県の養護教諭および、これに準ずる者をもって組織する。
- 第3条 本会は事務局を会長又は副会長の所属する学校内に置く。

第二章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員の資質の向上と学校保健の研究ならびに普及発展を図る。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員の資質の向上に関する事項
 2. 学校保健に関する研究調査
 3. 学校保健に関する講習会および研究会等の開催
 4. 関係機関および諸団体との連携
 5. その他本会の目的を達成するため必要と認められる事項

第三章 役員及び委員

- 第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長	1 名
2. 副 会 長	若 干 名 (小・中・県立各1名が望ましい)
3. 理 事	若 干 名
4. 書 記	2 名
5. 会 計	2 名
6. 監 事	2 名

前項の外、顧問及び参与若干名を置くことができる。

付記 監事は、本会の会計並びに会務の執行状況を監査する。常任委員が持ち回り担当する。

- 第7条 会長、副会長及び理事は役員会および委員会で推薦し総会において会員の承認を得て選出する。

会長はこの会を代表して会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

書記・会計は会長が委嘱する。

- 第8条 委員は各地区の互選により選出する。(地区代表3名)

- 第9条 常任委員・調査研究委員・編集委員は委員の中から選出する。

- 第10条 顧問及び参与は役員会および委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

顧問は会長の諸問題に応じ参与は会議に出席して意見を述べることができる。

- 第11条 役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし役員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

- 第12条 会議は総会・役員会・委員会（常任委員会・調査研究委員会・編集委員会）とする。
- 第13条 総会は会員の過半数の出席を得て成立し、その議事は出席者の過半数の賛同によって決定する。
- 第14条 総会は最高の決議機関として年1回。臨時総会は必要に応じ会長がこれを招集する。
- 第15条 総会においては次のことについて審議する。
1. 事業報告・事業案
 2. 予算・決算の承認
 3. 役員任免に関する承認と決定
 4. 会則の改正・発令に関する事項
 5. その他

第五章 会 計

- 第16条 本会の経費は次にかかげるものとする。
1. 会 費 1人年額 1,200円
 2. 全国養護教諭連絡協議会会費 1人年額 200円
 3. その他の収入金

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

第六章 附 則

- 第18条 本会の会則は昭和25年7月1日から施行する。
- | | | | | |
|----|-----|-----|-----|--------|
| 昭和 | 29年 | 9月 | 14日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 36年 | 6月 | 日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 42年 | 5月 | 20日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 43年 | 5月 | 22日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 46年 | 6月 | 3日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 47年 | 6月 | 4日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 50年 | 6月 | 10日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 52年 | 6月 | 16日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 54年 | 6月 | 26日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 57年 | 6月 | 22日 | 規約一部改正 |
| 昭和 | 63年 | 6月 | 16日 | 会則一部改正 |
| 平成 | 元年 | 6月 | 18日 | 会則一部改正 |
| 平成 | 2年 | 6月 | 21日 | 会則一部改正 |
| 平成 | 12年 | 6月 | 22日 | 会則一部改正 |
| 平成 | 15年 | 6月 | 17日 | 会則一部改正 |
| 平成 | 17年 | 6月 | 16日 | 会則一部改正 |
| 平成 | 19年 | 10月 | 23日 | 会則一部改正 |
| 平成 | 20年 | 6月 | 13日 | 会則一部改正 |
| 令和 | 元年 | 6月 | 25日 | 会則一部改正 |
| 令和 | 2年 | 6月 | 29日 | 会則一部改正 |

栃木県養護教育研究会慶弔規定

- 第1条 本規定は、栃木県養護教育研究会慶弔規定という。
- 第2条 会員に慶弔ある場合は、本規定による。
- 第3条 会員に慶弔のあった場合には、次のように慶弔の意を表す。
- 第1項 栄典に浴したとき（文部科学大臣表彰・全国医師会表彰等）は10,000円の祝金。
 - 第2項 会員死亡の場合 香料10,000円・生花1基。
 - 第3項 会員が20年以上勤続し退職した場合は、記念品を贈る。
 - 第4項 その他特別の場合は役員会にはかる。
- 第5条 本慶弔規定運営のための基金を、会員より年間300円徴収しこれにあてる。
- 第6条 本規定による慶弔にあつては、いっさいの返礼を受けないものとする。
- 第7条 本規定の事務処理は地区常任委員が責任を持って処理する。
- 第8条 本規定を改正する必要がある場合は総会の議決を要する。ただし役員会を持ってこれに変えることができる。
- 第9条 この規定は、昭和63年6月16日より実施する。
- | | | |
|----|----------|--------|
| 平成 | 4年6月19日 | 規定一部改正 |
| 平成 | 21年6月12日 | 規定一部改正 |
| 令和 | 2年6月29日 | 規定一部改正 |